

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	飯塚市 地方税の賦課徴収に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

飯塚市長

## 公表日

令和7年1月10日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所







<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
税情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表24の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令表第2条の表(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	行政経営部税務課
②所属長の役職名	税務課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等
その必要性	市税の公平・公正な賦課徴収業務を行うために、必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 消滅時効の中断事由、滞納者等との折衝、滞納処分等の記録 )</li> </ul>
その妥当性	<p>◎識別情報:対象者を特定するために記録 ◎4情報、連絡先等、その他住民票関係情報:扶養情報の特定、及び本人への通知等の送付先として必要なために記録 ◎連絡先情報: 本人への通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 ・地方税関係情報: 算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ◎国税関係情報:対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報:算出した住民税税額に基づき、通知及び証明書等の作成を行うために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報:対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録。</p> <p>【滞納情報】 ・識別情報:対象者を特定するために記録。 ・4情報:督促文書及び差押調書を送達するために記録。 ・連絡先(電話番号):電話による催告のために記録。 ・地方税関係情報:滞納市税徴収の根拠として記録。 ・医療保険関係情報:滞納国民健康保険税徴収の根拠として記録。 ・生活保護情報:滞納処分の執行停止(地方税法第15条の7)等に係る判断基準の一つとして、生活保護の開始、廃止に係る情報のみを記録。 ・雇用・労働・年金関係情報:滞納解消に十分な資力を有するか判断するため、また、自主的な納付が見込めない場合に債権差押を執行するための情報として調査したものを記録。 ・その他:徴収業務に不可欠な記録として、消滅時効の到来状況、滞納者の動向、滞納処分等の執行状況に関するものを記録。</p>

全ての記録項目

別添1を参照。





4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
<b>委託事項1</b> 給与支払報告書及び公的年金支払報告書データパンチ委託		
①委託内容	紙媒体で提出された給報等について、システムに取り込めるようにデータ化する。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	入札による業者選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b> 税証明発行委託		
①委託内容	税関連証明の発行	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	福岡ソフトウェアセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b> 納税通知書、納付書の印刷、ブックイング及び封入委託		
①委託内容	納税通知書印刷、納付書の印刷とそのブックイング、及び封入委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項4</b> 税情報システムの運用保守委託		
①委託内容	税情報システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	



再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項5</b>		市税等催告業務委託	
①委託内容		市税等の納付勧奨・催告業務	
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アイ・シー・アール	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 55 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 19 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における市税に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者等
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表63の項
②提供先における用途	就学援助認定
③提供する情報	所得・扶養情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	就学者の扶養義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 庁内連携システム )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
移転先1	番号法第9条第1項別表に定める情報照会者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表に定める各事務

③移転する情報

地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの

④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者等	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙       )
⑦時期・頻度	随時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<飯塚市における措置> 特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税

(1) 個人住民税情報ファイル 1 / 5

個人住民税情報ファイル			
No.	項目名		
1	利用団体コード	51	分離譲渡短期一般所得
2	賦課年度	52	分離譲渡短期一般控除
3	住民コード	53	分離譲渡短期特定所得
4	履歴番号	54	分離譲渡短期特定控除
5	資料区分	55	分離譲渡長期一般所得
6	資料番号(冊番号)	56	分離譲渡長期一般控除
7	資料番号(番号)	57	分離譲渡長期優良所得
8	資料番号(枝番)	58	分離譲渡長期優良控除
9	無効区分	59	分離譲渡長期特定所得
10	世帯コード	60	分離譲渡長期特定控除
11	台帳番号	61	分離譲渡長期居住所得
12	事業所コード	62	分離譲渡長期居住控除
13	整理番号	63	株式譲渡所得(一般分)
14	受給者番号	64	株式譲渡所得(上場分)
15	国税通知書番号	65	株式譲渡控除
16	異動年月日	66	商品先物取引
17	処理区分	67	山林所得
18	更正理由区分	68	山林控除
19	営業所得等	69	退職所得(所得税)
20	農業所得	70	退職所得
21	その他事業所得	71	変動所得前2年分
22	漁業所得(内数)	72	変動所得当年分
23	不動産所得	73	臨時所得
24	利子(所得税)	74	繰越控除純損失総所得
25	利子所得	75	繰越控除純損失超短期
26	配当(所得税)	76	繰越控除純損失土地
27	配当所得(控除あり)	77	繰越控除純損失短期
28	配当所得(控除なし)	78	繰越控除純損失長期
29	特定配当(内数)	79	繰越控除純損失長期居住
30	一般外貨(内数)	80	繰越控除純損失株式譲渡
31	外貨以外(内数)	81	繰越控除純損失先物取引
32	給与収入	82	繰越控除純損失山林
33	専従者給与収入(内数)	83	繰越控除純損失
34	前職分給与収入(内数)	84	肉用牛免税所得
35	給与特定支出控除	85	肉用牛免税以外
36	給与所得	86	肉用牛売却価格
37	給与収入(一部特徴)	87	非課税所得
38	給与所得(一部特徴)	88	配当割控除額
39	年金区分	89	株式譲渡割控除額
40	年金収入	90	分離長期一般損失額
41	年金所得	91	非課税所得(障害年金)
42	雑所得(その他)	92	非課税所得(遺族年金)
43	総合譲渡短期所得	93	非課税所得(その他)
44	総合譲渡短期控除	94	上場株式等の配当所得
45	総合譲渡長期所得	95	繰越控除純損失上場配当
46	総合譲渡長期控除	96	口蹄疫手当金等
47	総合譲渡一時所得	97	配当控除なし(所得税)
48	総合譲渡一時控除	98	繰越特定投資株式譲渡
49	土地等事業雑	99	特例適用利子等
50	超短期所得	100	特例適用配当等
		101	雑所得(業務)
		102	条約適用配当等
		103	条約適用利子等
		104	公的年金等以外の合計所得金額
		105	雑損控除
		106	医療費控除
		107	社会保険控除
		108	小規模共済
		109	生命保険区分
		110	生命保険料
		111	個人年金
		112	本人専従者
		113	青白区分
		114	専従配偶者
		115	専従者その他
		116	金額(専給控除)
		117	本人障害者
		118	本人夫有り・未成年
		119	本人老年者
		120	本人寡婦・寡夫・特寡
		121	本人勤労学生
		122	配偶者控除区分
		123	配特控除区分
		124	配偶者所得
		125	扶養その他
		126	扶養特定
		127	扶養老人
		128	扶養同居老親
		129	扶養普通障害
		130	扶養特別障害
		131	扶養同居特別障害
		132	扶養人数年少
		133	平均課税計算区分
		134	生活保護区分
		135	生活保護開始
		136	生活保護終了
		137	拡張-扶養1
		138	拡張-扶養2
		139	徴収区分
		140	徴収区分2
		141	特徴開始月
		142	特徴終了月
		143	普徴開始期
		144	普徴終了期
		145	年金特徴開始月
		146	年金特徴終了月
		147	特徴仮算フラグ
		148	年金保険者用整理番号1
		149	特別徴収義務者コード
		150	年金コード
		151	通知コード
		152	処理結果
		153	非課税所得区分
		154	減免区分



## (1) 個人住民税情報ファイル 2/5

155	均等割区分	207	寄附金額 5	259	株式譲渡（一般分）県所得割
156	課非区分	208	所得税額（税額控除前）	260	株式譲渡（上場分）課税標準
157	通知書発行区分	209	所得税額（基準）	261	株式譲渡（上場分）市町所得割
158	通知書発行日	210	所得税額（外国税額控除後）	262	株式譲渡（上場分）県所得割
159	法定納期限等	211	源泉税額	263	商品先物取引課税標準
160	他給与区分	212	外国税額限度額	264	商品先物取引市町所得割
161	給報乙欄	213	住宅耐震改修特別控除	265	商品先物取引県所得割
162	給報就退職区分	214	税源移譲経過措置市	266	山林課税標準
163	給報就退職年月日	215	税源移譲経過措置県	267	山林市町所得割
164	損害保険区分	216	住宅借入金等特別税額控除可能額	268	山林県所得割
165	損害保険料	217	住宅借入金等特別税額控除見込額	269	退職課税標準
166	長期損害保険料	218	住宅借入金等の額（1回目）	270	退職市町所得割
167	分離短期一般特例条文	219	住宅借入金等の額（2回目）	271	退職県所得割
168	分離短期特定特例条文	220	投資税額等	272	拡張－課税標準 1
169	分離長期一般特例条文	221	雑損控除（内東日本大震災該当）	273	拡張－市町所得割 1
170	分離長期優良特例条文	222	新生命保険料支払額	274	拡張－県所得割 1
171	分離長期特定特例条文	223	介護医療保険料支払額	275	上場株式等（配当）課税標準
172	分離長期居住特例条文	224	新個人年金保険料支払額	276	上場株式等（配当）市町村所得割
173	拡張－特例条文	225	生命保険料控除額（所得税）の計算値	277	上場株式等（配当）県所得割
174	配偶者特別控除	226	生命保険料控除額（所得税）のパンチデータ入力値	278	特例適用利子等課税標準
175	生命保険控除	227	パンチ年末調整控除額	279	特例適用利子等市町村所得割
176	基礎控除	228	パンチ控除額合計（所得税）	280	特例適用利子等県所得割
177	老年者控除	229	所得金額調整控除	281	特例適用配当等課税標準
178	寡婦・寡夫・特寡控除	230	総所得課税標準	282	特例適用配当等市町村所得割
179	勤労学生控除	231	総所得市町所得割	283	特例適用配当等県所得割
180	本人障害控除	232	総所得県所得割	284	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（全体分）
181	本人特別障害控除	233	土地課税標準	285	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（市町村住民税分）
182	配偶者一般控除	234	土地市町所得割	286	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（道府県住民税分）
183	配偶者老人控除	235	土地県所得割	287	合計所得金額
184	扶養一般控除	236	超短期課税標準	288	総所得金額等
185	扶養老人控除	237	超短期市町所得割	289	総所得金額
186	扶養同居老人控除	238	超短期県所得割	290	算出調定市町所得割
187	扶養障害控除	239	短期一般課税標準	291	算出調定県所得割
188	扶養特別障害控除	240	短期一般市町所得割	292	特別所得市町所得割
189	扶養同居特別障害控除	241	短期一般県所得割	293	特別所得県所得割
190	扶養特定控除	242	短期特定課税標準	294	税控除市町所得割
191	控除合計	243	短期特定市町所得割	295	税控除県所得割
192	扶養加算金	244	短期特定県所得割	296	外国税控除市町所得割
193	損害保険控除額	245	長期一般課税標準	297	外国税控除県所得割
194	寄付金控除（所得税）	246	長期一般市町所得割	298	寄附金基本控除額市町村
195	控除額合計（所得税）	247	長期一般県所得割	299	寄附金基本控除額県
196	住宅取得控除	248	長期優良課税標準	300	寄附金特例控除額市町村
197	外国税額控除（所得税）	249	長期優良市町所得割	301	寄附金特例控除額県
198	減免（所得税）	250	長期優良県所得割	302	寄附金控除額市町村
199	政党等寄付金	251	長期特定課税標準	303	寄附金控除額県
200	配当控除（所得税）	252	長期特定市町所得割	304	算出合計税市町均等割
201	電子証明書等特別控除（所得税）	253	長期特定県所得割	305	算出合計税県均等割
202	所得税の課税所得金額	254	長期居住課税標準	306	算出合計税市町所得割
203	寄附金額 1	255	長期居住市町所得割	307	算出合計税県所得割
204	寄附金額 2	256	長期居住県所得割	308	税額調整市町所得割
205	寄附金額 3	257	株式譲渡（一般分）課税標準	309	税額調整県所得割
206	寄附金額 4	258	株式譲渡（一般分）市町所得割	310	所得割減免

## (1) 個人住民税情報ファイル 3/5

311	均等割減免	363	人的控除差額	415	パンチカナ氏名
312	住宅借入金等特別税額控除市	364	拡張一金額10	416	パンチ生年月日元号
313	住宅借入金等特別税額控除県	365	年金普徴1期(内訳)	417	パンチ生年月日
314	市町配当割控除額	366	年金普徴2期(内訳)	418	パンチ性別
315	県配当割控除額	367	年金普徴3期(内訳)	419	パンチ給与所得
316	未控除分当割控除額市	368	年金普徴4期(内訳)	420	パンチ配偶者特別控除額
317	未控除分当割控除額県	369	所得税額(住借控除算出用)	421	パンチ年金収入
318	未控除分当割控除額	370	口蹄疫手当金等(収入)	422	パンチ源泉税額
319	市町株式譲渡割控除額	371	寄附金申告特例控除額市町村(計算結果)	423	資料エラーDBのエラー番号
320	県株式譲渡割控除額	372	寄附金申告特例控除額県(計算結果)	424	基礎控除(パンチ)
321	未控除分株式譲渡割控除額市	373	肉用牛課税区分	425	所得金額調整控除(パンチ)
322	未控除分株式譲渡割控除額県	374	税源移譲経過措置申告区分	426	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要
323	未控除分株式譲渡割控除額	375	税源移譲経過措置強制適用区分	427	給報摘要欄
324	配株不足額市税	376	年金特徴新規継続区分	428	被扶養者住民コード
325	配株不足額県税	377	当初課税時の均等割優先区分	429	番号
326	配株不足額合計	378	納期特例区分	430	氏名
327	配株充当額合計	379	住宅借入金等特別控除適用数	431	生年月日元号
328	配株還付額合計	380	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	432	生年月日
329	市町差引前所得割	381	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	433	年齢
330	県差引前所得割	382	寡婦非課税区分	434	性別
331	市町差引均等割	383	減免割合	435	続柄
332	県差引均等割	384	医療費特例区分	436	配偶者特別控除区分
333	市町差引所得割	385	特徴事業所コード	437	扶養控除区分
334	県差引所得割	386	普徴充当額	438	障害者区分
335	年税額	387	特徴充当額	439	専従者区分
336	端数市町	388	年金特徴充当額	440	専従給与収入額
337	端数県	389	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日(1回目)	441	家屋敷区分
338	併徴市町所得割	390	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日(2回目)	442	賦課地課税区分
339	併徴県所得割	391	扶養控除制度見直し前の所得税額(税額控除前)	443	継続区分
340	併徴市町均等割	392	扶養控除制度見直し前の市町差引前所得割	444	非課税事由
341	併徴県均等割	393		445	返信区分
342	併徴合計	394	所得税額(復興税含)	446	世帯主コード
343	併徴課税標準	395	合併前利用団体コード	447	カナ氏名
344	併徴配株充当合計	396	更新職員番号	448	住所
345	併徴年特市所得割	397	更新処理年月日	449	方書
346	併徴年特県所得割	398	更新処理時刻	450	賦課地
347	併徴年特市均等割	399	イメージ番号	451	住民区分
348	併徴年特県均等割	400	配当株式(所得税)	452	住民増減異動日
349	併徴年特合計	401	23歳未満扶養親族等	453	住民となった異動日
350	併徴年特配株充当合計	402	株式譲渡特例条文	454	未申告通知区分
351	市町過年度増分所得割	403	個人年金控除	455	経過措置通知区分
352	県過年度増分所得割	404	配偶者特別障害控除	456	申告調査区分
353	市町過年度増分均等割	405	寄付金控除額	457	申告書出力区分
354	県過年度増分均等割	406	所得税額(定率減税前)	458	証明発行区分
355	強制変更フラグ	407	所得税額(定率減税後)	459	別世帯区分
356	所得税金額控除前	408	パンチ年金収入4	460	郵便番号
357	営業収入	409	パンチ源泉税額4	461	自治会コード
358	農業収入	410	拡張製品用コード(国税連携、申告受付)	462	SEQ
359	不動産収入	411	配偶者合計所得区分	463	メモコード
360	国民年金保険料等の金額	412	同一生計配偶者区分	464	メモ内容
361	調整控除後総所得所得割市	413	改正前寡婦区分	465	第294条3項該当区分
362	調整控除後総所得所得割県	414	付設区分	466	住民票登録地住所

## (1) 個人住民税情報ファイル 4 / 5

467	住民票登録地方書	519	市町所得割減額	571	算出合計市町均等割
468	備考	520	県所得割減額	572	算出合計県均等割
469	レコード区分	521	市町税額減額	573	特別減税市町
470	都道府県コード	522	県税額減額	574	特別減税県
471	市町村コード	523	年金特徴	575	特別減税後市町所得割
472	通知内容コード	524	配当割除	576	特別減税後県所得割
473	予備1	525	株式譲渡割除	577	老年経過措置控除市
474	特別徴収制度コード	526	未控除分株式譲渡控除額	578	老年経過措置控除県
475	作成日	527	市町村差引前所得割	579	オプション44
476	氏名カナ	528	調整控除市	580	みなし事業主報酬
477	シフトコード	529	調整控除県	581	みなし事業主報酬控除
478	氏名漢字	530	新生命保険料	582	みなし事業主報酬所得
479	住所カナ	531	介護保険料	583	みなし課税標準
480	住所漢字	532	新個人年金	584	みなし市町所得割
481	各種区分	533	ワンストップ特例の寄付金額	585	みなし県所得割
482	各種年月日	534	オプション項目	586	みなし過大課税標準
483	端数調整後の支払回数割特別徴収税額『10月定期支払』	535	資格区分	587	みなし過大市町所得割
484	端数調整後の支払回数割特別徴収税額『12月定期支払』	536	294条区分	588	みなし過大県所得割
485	端数調整後の支払回数割特別徴収税額『2月定期支払』	537	311条区分	589	オプション35
486	端数調整後の支払回数割特別徴収税額『4月定期支払』	538	平均課税区分		
487	定額の支払回数割特別徴収税額『6~8月定期支払』	539	4表区分		
488	本徴収額合計	540	5表区分		
489	仮徴収額合計	541	21表区分		
490	特別徴収対象年金の年金額	542	22表区分		
491	停止年月	543	30表区分		
492	年金保険者用整理番号	544	31表区分		
493	特別徴収区分	545	階層市		
494	オプション区分	546	階層県		
495	媒体コード	547	老年者経過フラグ		
496	回付先区分	548	超短期		
497	進捗区分	549	年金控除		
498	配当所得	550	オプション74		
499	証券	551	寡婦控除		
500	特定株式(内数)	552	特別寡婦控除		
501	変動所得前2年分	553	寡夫控除		
502	みなし法人農業所得	554	配偶者特別控除(有)		
503	みなし法人不動産所得	555	配偶者特別控除(無)		
504	みなし法人その他事業所得	556	オプション65		
505	みなし法人医者報酬	557	扶養人数計		
506	みなし法人事業主報酬	558	扶養加算数		
507	みなし法人過大報酬	559	本人その他障害者		
508	みなし法人損失	560	本人特別障害者		
509	みなし法人非課税所得	561	オプション72		
510	資産合算区分	562	商品先物課税標準		
511	資産合算主区分	563	商品先物市町所得割		
512	金額(専給控除)	564	商品先物県所得割		
513	所得税額(定率減税後)	565	みなし法人課税標準		
514	株式譲渡所得	566	みなし法人市町所得割		
515	第30表集計区分	567	みなし法人県所得割		
516	株式課税標準	568	オプション66		
517	株式市町所得割	569	算出合計市町所得割		
518	株式県所得割	570	算出合計県所得割		

## (1) 個人住民税情報ファイル 5 / 5

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会
		176	旧氏カナ
		177	旧氏
		178	法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税

(1) 固定資産税情報ファイル 1 / 6

固定資産税情報ファイル		
No	項目名	
1	削除フラグ	61 特例分子
2	利用団体コード	62 特例分母
3	合併前利用団体コード	63 特例地積
4	一筆コード	64 特例開始年
5	賦課年度	65 特例終了年
6	年度SEQ	66 免除
7	有効年度	67 免除分子
8	有効年度SEQ	68 免除分母
9	義務者コード	69 免除地積
10	異動事由	70 免除開始年
11	異動日	71 免除終了年
12	登記受付日	72 オプション
13	登記原因日	73 法務局連携
14	登記名義人有無	74 画像名称
15	大字	75 農地法転用届出日
16	大字附番	76 農地法転用許可日
17	小字(丁目)	77 農地法区分
18	小字附番	78 代表大字
19	本番	79 代表大字附番
20	本番附番	80 代表小字(丁目)
21	枝番	81 代表小字附番
22	枝番附番	82 代表本番
23	子番	83 代表本番附番
24	子番附番	84 代表枝番
25	孫番	85 代表枝番附番
26	孫番附番	86 代表子番
27	曾番	87 代表子番附番
28	曾番附番	88 代表孫番
29	玄番	89 代表孫番附番
30	玄番附番	90 代表曾番
31	多地目	91 代表曾番附番
32	多評価	92 代表玄番
33	他地番有無	93 代表玄番附番
34	台帳地目	94 代表多地目
35	現況地目	95 代表多評価
36	課税地目	96 画地状況
37	国調地目	97 建物床面積
38	台帳地積	98 延床面積
39	現況地積	99 居住床面積
40	課税地積	100 棟数
41	国調地積	101 住居数
42	証明発行	102 住宅割合
43	評価基準	103 画地総地積
44	宅地比率区分	104 画地総筆数
45	課税計算方法	105 画地小規模地積
46	計算チェック	106 画地一般地積
47	他市町村境界	107 画地非住宅地積
48	軍用地	108 小規模地積
49	固定税率区分	109 一般地積
50	都市税率区分	110 非住宅地積
51	農業用施設用地区分	111 個人非住宅地積
52	用途地域	112 法人非住宅地積
53	メモ有無	113 個人法人
54	市街化	114 前所有者
55	都市計画税	115 更新職員番号
56	課税非課税	116 更新年月日
57	非課税地積	117 更新時刻
58	課税保留	118 近傍台帳地目
59	特例	119 近傍現況地目
60	特例先	120 近傍課税地目
		121 近傍大字
		122 近傍大字附番
		123 近傍小字(丁目)
		124 近傍小字附番
		125 近傍本番
		126 近傍本番附番
		127 近傍枝番
		128 近傍枝番附番
		129 近傍子番
		130 近傍子番附番
		131 近傍孫番
		132 近傍孫番附番
		133 近傍曾番
		134 近傍曾番附番
		135 近傍玄番
		136 近傍玄番附番
		137 近傍多地目
		138 近傍多評価
		139 近傍一筆コード
		140 下落率
		141 小規模下落率
		142 一般下落率
		143 非住宅下落率
		144 個人非住宅下落率
		145 法人非住宅下落率
		146 固定負担水準
		147 固定小規模負担水準
		148 固定一般負担水準
		149 固定非住宅負担水準
		150 固定個人非住宅負担水準
		151 固定法人非住宅負担水準
		152 都市負担水準
		153 都市小規模負担水準
		154 都市一般負担水準
		155 都市非住宅負担水準
		156 都市個人非住宅負担水準
		157 都市法人非住宅負担水準
		158 近傍賦課年度
		159 近傍年度SEQ
		160 登記地目
		161 登記地積
		162 図面番号
		163 評価額
		164 小規模評価額
		165 一般評価額
		166 非住宅評価額
		167 個人非住宅評価額
		168 法人非住宅評価額
		169 固定負担調整率
		170 固定前年課税標準額
		171 固定課税標準額
		172 固定特例後課税標準額
		173 固定減免課税標準額
		174 固定減免税額
		175 固定免除課税標準額
		176 固定免税額
		177 固定小規模負担調整率
		178 固定前年小規模課税標準額
		179 固定小規模課税標準額
		180 固定特例後小規模課税標準額
		181 固定一般負担調整率
		182 固定前年一般課税標準額
		183 固定一般課税標準額
		184 固定特例後一般課税標準額

## (1) 固定資産税情報ファイル 2 / 6

185	固定非住宅負担調整率	247	砂防調査地目	309	耕うん農道
186	固定前年非住宅課税標準額	248	砂防調査地積	310	耕うん形状
187	固定非住宅課税標準額	249	砂防対象地積	311	耕うん障害物
188	固定特例後非住宅課税標準額	250	砂防対象率	312	耕うん土性
189	固定個人非住宅負担調整率	251	砂防開始	313	耕うん礫
190	固定前年個人非住宅課税標準額	252	砂防終了	314	耕うん乾湿
191	固定個人非住宅課税標準額	253	比準大字	315	耕うん比準率
192	固定特例後個人非住宅課税標準額	254	比準大字附番	316	災害
193	固定法人非住宅負担調整率	255	比準小字(丁目)	317	災害比準率
194	固定前年法人非住宅課税標準額	256	比準小字附番	318	宅地状況
195	固定法人非住宅課税標準額	257	比準本番	319	宅地間口
196	固定特例後法人非住宅課税標準額	258	比準本番附番	320	宅地奥行
197	都市負担調整率	259	比準枝番	321	宅地奥行比準率
198	都市前年誘替後課税標準額	260	比準枝番附番	322	宅地形状
199	都市前年課税標準額	261	比準子番	323	宅地形状比準率
200	都市誘替後課税標準額	262	比準子番附番	324	宅地その他比準種
201	都市誘替後特例後課税標準額	263	比準孫番	325	宅地その他比準率
202	都市課税標準額	264	比準孫番附番	326	補正率他
203	都市減額課税標準額	265	比準曾番	327	標準地格差
204	都市減額税額	266	比準曾番附番	328	道路幅員
205	都市特例後課税標準額	267	比準玄番	329	支線道路距離
206	都市減免課税標準額	268	比準玄番附番	330	支線標準地格差
207	都市減免税額	269	造成費	331	支線距離補正率
208	都市免除課税標準額	270	形状	332	幹線道路距離
209	都市免除税額	271	評価方法	333	幹線標準地格差
210	都市小規模負担調整率	272	宅地比準判定	334	幹線距離補正率
211	都市前年誘替後小規模課税標準額	273	標準地番号	335	不毛地割合
212	都市前年小規模課税標準額	274	標準地補正率	336	不毛地補正率
213	都市誘替後小規模課税標準額	275	標準地価格	337	土層深さ
214	都市小規模課税標準額	276	標準地比準率	338	土層補正率
215	都市誘替後特例後小規模課税標準額	277	比準率設定判定	339	平地林距離
216	都市特例後小規模課税標準額	278	補正先	340	平地林距離補正率
217	都市一般負担調整率	279	補正種類	341	平地林道路
218	都市前年誘替後一般課税標準額	280	補正率	342	平地林道路補正率
219	都市前年一般課税標準額	281	無道路近奥行	343	正面路線用途地域
220	都市誘替後一般課税標準額	282	無道路遠奥行	344	正面路線番号
221	都市一般課税標準額	283	無道路道路補正	345	正面路線補正率
222	都市誘替後特例後一般課税標準額	284	無道路奥行補正	346	正面路線間口
223	都市特例後一般課税標準額	285	無道路補正率	347	正面路線奥行
224	都市非住宅負担調整率	286	無道路適用率	348	正面路線間口狭小補正率
225	都市前年誘替後非住宅課税標準額	287	三角地最小角区分	349	正面路線奥行逓減(補正)率
226	都市前年非住宅課税標準額	288	三角地最小角	350	正面路線奥行長大補正率
227	都市誘替後非住宅課税標準額	289	三角地角度補正率	351	正面路線奥行短小補正率
228	都市非住宅課税標準額	290	三角地面積最小角	352	正面路線価格
229	都市誘替後特例後非住宅課税標準額	291	三角地面積補正率	353	側方路線用途地域
230	都市特例後非住宅課税標準額	292	三角地補正適用率	354	側方路線番号
231	都市個人非住宅負担調整率	293	がけ(崖)地間口	355	側方路線補正率
232	都市前年誘替後個人非住宅課税標準額	294	がけ(崖)地奥行	356	側方路線間口
233	都市前年個人非住宅課税標準額	295	がけ(崖)地積	357	側方路線奥行
234	都市誘替後個人非住宅課税標準額	296	がけ(崖)割合	358	側方路線奥行逓減(補正)率
235	都市個人非住宅課税標準額	297	がけ(崖)補正率	359	側方路線角地
236	都市誘替後特例後個人非住宅課税標準額	298	日照の状況	360	側方路線加算率
237	都市特例後個人非住宅課税標準額	299	日照比準率	361	側方路線価格
238	都市法人非住宅負担調整率	300	田面の乾湿	362	二方路線用途地域
239	都市前年誘替後法人非住宅課税標準額	301	田面比準率	363	二方路線番号
240	都市前年法人非住宅課税標準額	302	農地の傾斜	364	二方路線補正率
241	都市誘替後法人非住宅課税標準額	303	傾斜比準率	365	二方路線間口
242	都市法人非住宅課税標準額	304	保水・排水	366	二方路線奥行
243	都市誘替後特例後法人非住宅課税標準額	305	保水排水比準率	367	二方路線奥行逓減(補正)率
244	都市特例後法人非住宅課税標準額	306	面積	368	二方路線角地
245	評価年	307	面積比準率	369	二方路線加算率
246	砂防補正	308	耕うんの難易	370	二方路線価格

## (1) 固定資産税情報ファイル 3 / 6

371	正面不整形補正区分	433	登記地上階	495	耐用年数
372	正面想定間口	434	登記地下階	496	耐用年数前年中減価残存率
373	正面想定奥行	435	登記高床	497	耐用年数前年前減価残存率
374	正面想定地積	436	登記種類	498	耐用年数有効年度
375	正面陸地割合	437	登記一階床面積	499	資産名称
376	正面不整形補正率	438	登記一階以外床面積	500	取得価格
377	側方不整形補正区分	439	登記合計床面積	501	減少価格
378	側方想定間口	440	登記居住床面積	502	非課税
379	側方想定奥行	441	登記住居数	503	減免
380	側方想定地積	442	棟数除外判定	504	減免分子
381	側方陸地割合	443	マンションコード	505	減免分母
382	側方不整形補正率	444	非課税面積	506	減免開始年
383	二方不整形補正区分	445	免除面積	507	減免終了年
384	二方想定間口	446	新築軽減適用	508	増加償却判定
385	二方想定奥行	447	新築軽減適用面積	509	増加償却期間
386	二方想定地積	448	新築軽減適用戸数	510	増加償却割合
387	二方陸地割合	449	新築軽減適用終了年	511	取替法判定
388	二方不整形補正率	450	新築軽減不適用	512	評価の最低限度
389	不整形補正率採用判定	451	新築軽減不適用戸数	513	評価額課税標準額
390	不整形補正率	452	多用途主用途	514	評価額減免課税標準額
391	強制入力区分	453	多用途主一階床面積	515	評価額減免税額
392	m <sup>2</sup> 価格	454	多用途主一階外床面積	516	評価額免除課税標準額
393	前一筆コード	455	多用途主合計床面積	517	評価額免除税額
394	前賦課年度	456	多用途主評価額	518	帳簿額
395	前年度SEQ	457	多用途従用途	519	帳簿の最低限度
396	前異動事由	458	多用途従一階床面積	520	帳簿額課税標準額
397	後一筆コード	459	多用途従一階外床面積	521	帳簿額減免課税標準額
398	後賦課年度	460	多用途従合計床面積	522	帳簿額減免税額
399	後年度SEQ	461	多用途従評価額	523	帳簿額免除課税標準額
400	後異動事由	462	多用途従1用途	524	帳簿額免除税額
401	沿革事由	463	固定新築軽減課税標準額	525	決定判定
402	沿革備考文	464	固定新築軽減税額	526	異動年月日
403	連番	465	構造	527	構築物前年前取得価格
404	異動前	466	用途	528	構築物前年中減少価格
405	異動後	467	評価一階床面積	529	構築物前年中取得価格
406	物件区分	468	評価一階以外床面積	530	構築物非課税資産取得価格
407	物件コード	469	評価合計床面積	531	構築物差引取得額合計価格
408	所在地区分	470	一点単価	532	構築物資産数
409	一棟コード	471	損耗率	533	構築物帳簿価格
410	家屋番号	472	地域率	534	構築物評価価格
411	家屋番号附番	473	利用率	535	構築物決定価格
412	同棟コード	474	その他補正率	536	構築物課税標準額
413	主棟コード	475	当初m <sup>2</sup> 評点数	537	構築物特例後課税標準額
414	新增築判定	476	当初再建築費評点数	538	構築物減免課税標準額
415	建築日	477	前回m <sup>2</sup> 評点数	539	構築物減免税額
416	改築日	478	前回再建築費評点数	540	構築物免除課税標準額
417	現況構造	479	前回経年減点補正率	541	構築物免除税額
418	現況屋根	480	前回理論評価額	542	機械前年前取得価格
419	現況用途	481	前回評価額	543	機械前年中減少価格
420	現況種類	482	今回m <sup>2</sup> 評点数	544	機械前年中取得価格
421	現況地上階	483	今回再建築費評点数	545	機械非課税資産取得価格
422	現況地下階	484	今回経年減点補正率	546	機械差引取得額合計価格
423	現況高床	485	今回理論評価額	547	機械資産数
424	評価用途	486	今回評価額	548	機械帳簿価格
425	現況一階床面積	487	一品コード	549	機械評価価格
426	現況一階以外床面積	488	資産コード	550	機械決定価格
427	現況合計床面積	489	処理区分	551	機械課税標準額
428	現況居住床面積	490	申告日	552	機械特例後課税標準額
429	現況住居数	491	種類	553	機械減免課税標準額
430	登記構造	492	取得年月	554	機械減免税額
431	登記屋根	493	賦課開始年	555	機械免除課税標準額
432	登記用途	494	数量	556	機械免除税額

## (1) 固定資産税情報ファイル 4 / 6

557	船舶前年前取得価格	619	資産計前年中取得価格	681	特別償却又は圧縮記帳
558	船舶前年中減少価格	620	資産計非課税資産取得価格	682	税務会計上の償却方法
559	船舶前年中取得価格	621	資産計差引取得額合計価格	683	青色申告
560	船舶非課税資産取得価格	622	資産計資産数	684	資産の所在地
561	船舶差引取得額合計価格	623	資産計帳簿価格	685	借用資産
562	船舶資産数	624	資産計評価価格	686	管主の名称等
563	船舶帳簿価格	625	資産計決定価格	687	事業所用家屋の所有区分
564	船舶評価価格	626	資産計課税標準額	688	備考 1
565	船舶決定価格	627	資産計特例後課税標準額	689	備考 2
566	船舶課税標準額	628	資産計減免税標準額	690	申告書発送区分
567	船舶特例後課税標準額	629	資産計減免税額	691	訂正年月日
568	船舶減免税標準額	630	資産計免除課税標準額	692	申告書発送日
569	船舶減免税額	631	資産計免除税額	693	申告書督促発送日
570	船舶免除課税標準額	632	大臣決定価格	694	申告書催告発送日
571	船舶免除税額	633	大臣特例後課税標準額	695	課税者コード
572	航空機前年前取得価格	634	大臣減免税標準額	696	行政基本コード
573	航空機前年中減少価格	635	大臣減免税額	697	構成員コード
574	航空機前年中取得価格	636	大臣課税標準額	698	共有区分
575	航空機非課税資産取得価格	637	知事 3 8 9 決定価格	699	按分区分
576	航空機差引取得額合計価格	638	知事 3 8 9 特例後課税標準額	700	部屋番号
577	航空機資産数	639	知事 3 8 9 減免税標準額	701	履歴番号
578	航空機帳簿価格	640	知事 3 8 9 減免税額	702	合算区分
579	航空機評価価格	641	知事 3 8 9 課税標準額	703	課税区分
580	航空機決定価格	642	知事 7 4 3 決定価格	704	更正日
581	航空機課税標準額	643	知事 7 4 3 特例後課税標準額	705	更正番号
582	航空機特例後課税標準額	644	知事 7 4 3 減免税標準額	706	更正期別
583	航空機減免税標準額	645	知事 7 4 3 減免税額	707	更正事由
584	航空機減免税額	646	知事 7 4 3 課税標準額	708	更正理由
585	航空機免除課税標準額	647	合計決定価格	709	名寄帳ページ数
586	航空機免除税額	648	合計課税標準額	710	名寄帳順 1
587	運搬具前年前取得価格	649	合計特例後課税標準額	711	名寄帳順 2
588	運搬具前年中減少価格	650	合計減免税標準額	712	田資産数
589	運搬具前年中取得価格	651	合計減免税額	713	田地積
590	運搬具非課税資産取得価格	652	合計免除課税標準額	714	田評価額
591	運搬具差引取得額合計価格	653	合計免除税額	715	田固定課標
592	運搬具資産数	654	前年決定価格	716	田固定特例後課標
593	運搬具帳簿価格	655	前年課税標準額	717	田固定減免税標準額
594	運搬具評価価格	656	前年特例後課税標準額	718	田固定減免税額
595	運搬具決定価格	657	前年減免税標準額	719	田固定免除課標
596	運搬具課税標準額	658	前年減免税額	720	田固定免除税額
597	運搬具特例後課税標準額	659	申告書区分	721	田都市課標
598	運搬具減免税標準額	660	代表者氏名	722	田都市特例後課標
599	運搬具減免税額	661	屋号	723	田都市減免税標準額
600	運搬具免除課税標準額	662	事業種目	724	田都市減免税額
601	運搬具免除税額	663	事業種目名称	725	田都市減額課標
602	工具前年前取得価格	664	資本金額	726	田都市減額税額
603	工具前年中減少価格	665	事業開始年月	727	田都市免除課標
604	工具前年中取得価格	666	決算期(自)	728	田都市免除税額
605	工具非課税資産取得価格	667	決算期(至)	729	畑資産数
606	工具差引取得額合計価格	668	作成理由	730	畑地積
607	工具資産数	669	事業廃止年月日	731	畑評価額
608	工具帳簿価格	670	閉鎖理由	732	畑固定課標
609	工具評価価格	671	応答者所属	733	畑固定特例後課標
610	工具決定価格	672	応答者氏名	734	畑固定減免税標準額
611	工具課税標準額	673	応答者電話番号	735	畑固定減免税額
612	工具特例後課税標準額	674	税理士氏名	736	畑固定免除課標
613	工具減免税標準額	675	税理士番号	737	畑固定免除税額
614	工具減免税額	676	税理士電話番号	738	畑都市課標
615	工具免除課税標準額	677	短縮耐用年数	739	畑都市特例後課標
616	工具免除税額	678	増加償却資産	740	畑都市減免税標準額
617	資産計前年前取得価格	679	非課税該当資産	741	畑都市減免税額
618	資産計前年中減少価格	680	課税標準額の特例	742	畑都市減額課標



## (1) 固定資産税情報ファイル 5 / 6

743	畑都市減額税額	805	木造新築軽減課標	867	家屋免税点
744	畑都市免除課標	806	木造新築軽減税額	868	償却免税点
745	畑都市免除税額	807	木造固定減免課標	869	固定資産税課標
746	宅地資産数	808	木造固定減免税額	870	固定資産税率
747	宅地地積	809	木造固定免除課標	871	固定算出税額
748	宅地評価額	810	木造固定免除税額	872	固定人の減免税額
749	宅地固定課標	811	木造都市課標	873	固定減免開始日
750	宅地固定特例後課標	812	木造都市特例後課標	874	固定減免開始期
751	宅地固定減免課標	813	木造都市減免課標	875	固定減免終了日
752	宅地固定減免税額	814	木造都市減免税額	876	固定減免終了期
753	宅地固定免除課標	815	木造都市免除課標	877	固定合計減免税額
754	宅地固定免除税額	816	木造都市免除税額	878	固定免除開始日
755	宅地都市課標	817	非木造資産数	879	固定免除終了日
756	宅地都市特例後課標	818	非木造床面積	880	固定合計免除税額
757	宅地都市減免課標	819	非木造評価額	881	固定区分按分税額
758	宅地都市減免税額	820	非木造固定課標	882	固定共有按分税額
759	宅地都市減額課標	821	非木造固定特例後課標	883	固定確定税額
760	宅地都市減額税額	822	非木造新築軽減課税標準額	884	都市計画税課税標準額
761	宅地都市免除課標	823	非木造新築軽減税額	885	都市計画税率
762	宅地都市免除税額	824	非木造固定減免課税標準額	886	都市算出税額
763	山林資産数	825	非木造固定減免税額	887	都市人の減免税額
764	山林地積	826	非木造固定免除課標	888	都市減免開始日
765	山林評価額	827	非木造固定免除税額	889	都市減免開始期
766	山林固定課標	828	非木造都市課標	890	都市減免終了日
767	山林固定特例後課標	829	非木造都市特例後課標	891	都市減免終了期
768	山林固定減免課標	830	非木造都市減免課標	892	都市合計減免税額
769	山林固定減免税額	831	非木造都市減免税額	893	都市免除開始日
770	山林固定免除課標	832	非木造都市免除課標	894	都市免除終了日
771	山林固定免除税額	833	非木造都市免除税額	895	都市合計免除税額
772	山林都市課標	834	家屋非課税資産数	896	都市区分按分税額
773	山林都市特例後課標	835	家屋非課税床面積	897	都市共有按分税額
774	山林都市減免課標	836	家屋非課税評価額	898	都市確定税額
775	山林都市減免税額	837	家屋合計資産数	899	年税額
776	山林都市減額課標	838	家屋合計床面積	900	期割税額 1
777	山林都市減額税額	839	家屋合計評価額	901	期割税額 2
778	山林都市免除課標	840	家屋合計固定課標	902	期割税額 3
779	山林都市免除税額	841	家屋合計固定特例後課標	903	期割税額 4
780	土地非課税資産数	842	家屋合計新築軽減課税標準額	904	期割税額 5
781	土地非課税地積	843	家屋合計新築軽減税額	905	期割税額 6
782	土地非課税評価額	844	家屋合計固定減免課標	906	期割税額 7
783	土地合計資産数	845	家屋合計固定減免税額	907	期割税額 8
784	土地合計地積	846	家屋合計固定免除課標	908	期割税額 9
785	土地合計評価額	847	家屋合計固定免除税額	909	期割税額 10
786	土地合計固定課標	848	家屋合計都市課標	910	期割税額 11
787	土地合計固定特例後課標	849	家屋合計都市特例後課標	911	期割税額 12
788	土地合計固定減免課標	850	家屋合計都市減免課標	912	期割税額 13
789	土地合計固定減免税額	851	家屋合計都市減免税額	913	期割税額 14
790	土地合計固定免除課標	852	家屋合計都市免除課標	914	期割税額 15
791	土地合計固定免除税額	853	家屋合計都市免除税額		
792	土地合計都市課標	854	償却資産数		
793	土地合計都市特例後課標	855	償却評価額		
794	土地合計都市減免課標	856	償却帳簿価格		
795	土地合計都市減免税額	857	償却課税標準額		
796	土地合計都市減額課標	858	償却特例後課標		
797	土地合計都市減額税額	859	償却減免課標		
798	土地合計都市免除課標	860	償却減免税額		
799	土地合計都市免除税額	861	償却免除課標		
800	木造資産数	862	償却免除税額		
801	木造床面積	863	償却大臣課標		
802	木造評価額	864	償却知事課標		
803	木造固定課標	865	償却合計課標		
804	木造固定特例後課標	866	土地免税点		

## (1) 固定資産税情報ファイル 6 / 6

宛名情報			
No	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	遞送日
		163	遞送事由コード
		164	遞送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

軽自動車税

(1) 軽自動車税情報ファイル1 / 2

軽自動車税情報ファイル	
No.	項目名
1	利用団体コード
2	一車コード
3	賦課年度
4	賦課年度SEQ
5	義務者コード
6	所有者コード
7	使用者コード
8	異動事由コード
9	異動日
10	届出日
11	標識記号
12	標識分類
13	標識符号
14	標識SEQ
15	車台番号
16	車名
17	年式
18	型式
19	車種
20	排気量
21	馬力
22	原動機の型式
23	用途区分
24	車両区分
25	証明区分
26	軍区分
27	定置場所
28	取得受付番号
29	取得日
30	取得理由
31	廃車受付番号
32	廃車日
33	廃車理由
34	プレート回収区分
35	通常税額
36	課税区分
37	非課税区分
38	特例区分
39	特例率分子
40	特例率分母
41	特例控除額
42	特例終了年度
43	減免区分
44	減免率分子
45	減免率分母
46	減免控除額
47	減免終了年度
48	加算区分
49	調定区分
50	画像ファイル名
51	オプション1
52	オプション2
53	オプション3
54	オプション4
55	オプション5
56	オプション6
57	合併前利用団体コード
58	更新職員番号
59	更新処理年月日
60	更新処理時刻
61	無効区分
62	加算金額
63	課税額
64	当初税額
65	現年度随期税額
66	過年度随期税額
67	更正理由コード
68	更正理由
69	備考文
70	対象区分
71	対象コード
72	異動SEQ
73	メモ内容
74	登録日
75	更新日
76	有効期限
77	定数大区分
78	定数中区分
79	定数小区分
80	定数名称
81	内容区分
82	文字定数
83	数値定数
84	標識使用区分
85	受付番号
86	履歴番号
87	一車登録状況
88	納税義務者フラグ
89	所有者住民コード
90	使用者住民コード
91	様式ID
92	ファイルバージョン
93	手続種別ID
94	申告区分
95	取得原因
96	取得原因(その他)
97	申告年月日
98	メモ欄
99	所有者郵便番号
100	所有者住所
101	所有者氏名(漢字)
102	所有者氏名(フリガナ)
103	所有者生年月日
104	所有者電話番号
105	使用者郵便番号
106	使用者住所
107	使用者氏名(漢字)
108	使用者氏名(フリガナ)
109	使用者生年月日
110	使用者電話番号
111	関わる者住所
112	関わる者氏名(漢字)
113	関わる者電話番号
114	車両番号
115	交付年月日
116	初度検査年月
117	用途
118	自動車の種別
119	自家用事業用の別
120	車体の形状
121	車体の形状コード
122	車名コード
123	乗車定員
124	最大積載量
125	車両重量
126	車両総重量
127	類別区分番号
128	長さ
129	幅
130	高さ
131	総排気量又は定格出力
132	燃料の種類
133	有効期間満了日
134	主たる定置場住所
135	全国地方公共団体コード(主たる定置場)
136	所有形態
137	種別割税率特例

## (1) 軽自動車税情報ファイル2/2

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	發送番号
		152	發送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再發送日
		168	再發送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会
		176	旧氏カナ
		177	旧氏
		178	法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納管理

(1) 収納情報ファイル 1 / 4

収納情報ファイル			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	再通知日
2	住民コード	62	還付請求日
3	納付書番号	63	還付通知発行フラグ
4	会計年度	64	還付加算金
5	賦課年度	65	還付加算金還付額
6	事業年度	66	支出決定日
7	調定区分	67	支払日
8	申告区分	68	支払区分
9	期別	69	還付者種別コード
10	収納管理番号	70	還付先住民コード
11	調定額	71	金融機関コード
12	調定加算金	72	本支店コード
13	調定督促手数料	73	預金種別コード
14	調定延滞金	74	口座番号
15	加算金区分	75	名義人
16	納期限	76	特記事項
17	法定納期限等	77	特徴個人還付有無区分
18	指定納期限	78	特徴個人還付元整理番号
19	延長納期限	79	特徴個人還付住民コード
20	変更納期限	80	無効区分
21	備考	81	過誤納調定額
22	申告日	82	過誤納加算金
23	事業年度終了	83	過誤納督促料
24	異動事由	84	過誤納延滞金
25	異動日	85	還付調定額
26	異動回数	86	還付督促料
27	収入額	87	還付延滞金
28	収入加算金	88	還付加算調定額
29	収入督促手数料	89	還付加算加算金
30	収入延滞金	90	還付加算督促料
31	収入区分	91	還付加算延滞金
32	納付区分	92	計算始期
33	納付日	93	計算終期
34	日計日	94	除算始期
35	簿冊番号	95	除算終期
36	収納オプション	96	加算日数
37	決算フラグ	97	過誤納発生時調定額
38	完納フラグ	98	過誤納発生時加算金
39	最新時効中断事由	99	過誤納発生時督促料
40	最新時効中断日	100	過誤納発生時延滞金
41	前回時効中断事由	101	年金還付
42	前回時効中断日	102	調定内訳額
43	不納欠損事由	103	個人還付住民
44	不納欠損日	104	個人還付調定額
45	督促発送日	105	個人還付加算金
46	催告発送日	106	個人還付督促料
47	更新処理時刻	107	個人還付延滞金
48	調定履歴SEQ	108	個人還付加算調定額
49	収入履歴SEQ	109	個人還付加算加算金
50	交付報奨金	110	個人還付加算督促料
51	過誤納整理番号	111	個人還付加算延滞金
52	充当SEQ	112	個人計算始期
53	還付区分	113	個人計算終期
54	還付件数	114	個人除算始期
55	充当件数	115	個人除算終期
56	過誤納事由	116	個人納付日
57	発生日	117	個人加算日数
58	還付加算金区分	118	充当先利用団体コード
59	通知区分	119	充当先住民コード
60	通知日	120	充当先納付書番号
		121	充当先会計年度
		122	充当先調定年度
		123	充当先賦課年度
		124	充当先事業年度
		125	充当先科目コード
		126	充当先調定区分
		127	充当先申告区分
		128	充当先期別
		129	充当適状日
		130	充当申出日
		131	充当日
		132	充当調定額
		133	充当加算金
		134	充当督促料
		135	充当延滞金
		136	充当加算調定額
		137	充当加算加算金
		138	充当加算督促料
		139	充当加算延滞金
		140	仮消込整理番号
		141	済通番号
		142	更正日
		143	抽出日
		144	仮消込み区分
		145	更新フラグ
		146	収入督促
		147	収入退職分離
		148	科目コード
		149	履歴SEQ
		150	メモ内容
		151	登録日
		152	更新日
		153	有効期限
		154	合併前利用団体コード
		155	更新職員番号
		156	更新処理年月日
		157	収入振替整理番号
		158	振替区分
		159	振替SEQ
		160	振替日
		161	調定年度
		162	事業年度開始
		163	チェックCD
		164	OCRID
		165	金融機関
		166	支店
		167	入力SEQ
		168	口座振替整理番号
		169	納付方法
		170	ソート用科目コード
		171	グループID
		172	媒体区分
		173	種別コード
		174	コード区分
		175	委託者コード
		176	委託者名
		177	取引金融機関コード
		178	取引金融機関カナ名
		179	取引支店コード
		180	取引支店カナ名
		181	取引預金種別
		182	取引口座番号
		183	金融機関カナ名
		184	本支店カナ名

## (1) 収納情報ファイル 2 / 4

185	預金種別	247	支払可能期限	309	決済年月日
186	口座名義人	248	納付情報管理登録日時	310	MPN通信サーバ登録年月日
187	振替額	249	納付情報作成日時	311	拡張予備領域0 2
188	口座振替結果コード	250	MPN登録日時	312	チャネル区分2
189	再振替フラグ	251	内訳情報個数	313	登録区分
190	抹消フラグ	252	法人番号	314	共通納税機関コード
191	媒体作成済フラグ	253	特定キー1	315	案件特定キー
192	消込み済フラグ	254	特定キー2	316	税目・料金番号
193	停止SEQ	255	特定キー予備	317	管理番号
194	滞納整理番号	256	総括納付情報納付区分	318	公開開始日
195	時効停止事由	257	総括納付情報確認番号	319	課税年度
196	時効停止開始日	258	納付情報件数	320	指定期限
197	時効停止終了日	259	納付額コード	321	支払期限(公開終了日)
198	領収額	260	納付額区分	322	延滞金自動計算フラグ
199	督促手数料	261	納付額名	323	延滞金免除等区分1
200	延滞金	262	金額	324	延滞金免除等期間1(自)
201	前納報奨金	263	ファイル種別	325	延滞金免除等期間1(至)
202	累積連番	264	収納団体コード	326	延滞金免除等区分2
203	レコード区分	265	ファイル作成年月日	327	延滞金免除等期間2(自)
204	データ作成日	266	ファイル作成時刻	328	延滞金免除等期間2(至)
205	小売業企業コード	267	決済単位年月日	329	未納額
206	CNS申請コード	268	合計金額	330	過少申告加算金額
207	利用企業コード	269	履歴番号	331	不申告加算金額
208	税目コード	270	レスポンスコード	332	重加算金額
209	収納受付区分	271	納付金区分	333	各種手数料額
210	データ種	272	氏名カナ	334	納付額
211	予備	273	氏名漢字	335	納税者ID
212	データ識別	274	今回請求金額合計	336	関連ID区分
213	収納日付	275	請求本体金額	337	関連ID
214	収納時分	276	請求固定延滞金額	338	利用者向け確認用表示情報
215	バーコード	277	延滞金随時計算フラグ	339	還付済データ等への補記情報
216	収納店舗コード	278	納付情報変更年月日	340	納付可否区分
217	支払い予定日	279	延滞金計算開始年月日	341	口座振替区分
218	収納店舗名	280	延滞金表示区分	342	口座種別コード
219	消込みフラグ	281	納付内容カナ	343	記号
220	処理SEQ	282	納付内容漢字	344	番号
221	収納団体番号	283	手数料負担区分	345	納付書情報登録依頼連番
222	納付番号	284	地公体任意情報	346	納付書情報登録不可事由区分
223	確認番号	285	納付方式	347	納付書情報登録不可事由
224	地方公共団体コード	286	拡張予備領域0 1	348	拡張予備領域1
225	納税者ID	287	今回支払金額合計累積	349	拡張予備領域2
226	取得区分	288	今回支払金額合計	350	アップロード連携状況
227	発行依頼受信日時	289	支払納付額	351	アップロード連携日
228	税務事務所コード	290	支払延滞金額	352	納付書作成職員番号
229	所属コード	291	支払消費税	353	納付書作成日
230	手続ID(電子納税)	292	領収区分	354	納付書作成時刻
231	申告区分(eLTAX)	293	支払方法	355	納付書作成区分
232	税目区分(電子納税)	294	チャネル区分	356	発行システム区分
233	見込みなし納付区分	295	入力区分	357	納付書引抜区分
234	期別(自)	296	印紙税額	358	発送番号
235	期別(至)	297	他店券金額	359	宛先一意番号
236	申告受付番号	298	入金年月日	360	宛先内番号
237	申告受付日	299	納付年月日	361	オプション1
238	申告受付日時	300	MPN処理年月日	362	オプション2
239	利用者ID	301	MPN処理時刻	363	オプション3
240	納付者名フリガナ	302	MPN処理通番	364	オプション4
241	納付者名	303	仕向センタコード	365	オプション5
242	納付者住所	304	店舗コード	366	オプション日付1
243	本税等合計額	305	仕向処理年月日	367	オプション日付2
244	延滞金合計額	306	仕向処理時刻	368	オプション日付3
245	収納団体名	307	仕向処理通番	369	オプション日付4
246	支払内容	308	消込結果区分	370	オプション日付5

(1) 収納情報ファイル 3 / 4

371	オプション金額1
372	オプション金額2
373	オプション金額3
374	オプション金額4
375	オプション金額5
376	管理区分
377	全期前納期別内訳期別
378	全期前納期別内訳調定額
379	全期前納期別内訳調定加算金
380	全期前納期別内訳調定督促手数料
381	全期前納期別内訳調定延滞金
382	依頼案件特定キー
383	依頼確認番号

## (1) 収納情報ファイル 4 / 4

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄せ区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会
		176	旧氏カナ
		177	旧氏
		178	法人番号



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

滞納情報

(1) 収納情報ファイル 1 / 4

収納情報ファイル	
No.	項目名
1	利用団体コード
2	住民コード
3	納付書番号
4	会計年度
5	賦課年度
6	事業年度
7	調定区分
8	申告区分
9	期別
10	収納管理番号
11	調定額
12	調定加算金
13	調定督促手数料
14	調定延滞金
15	加算金区分
16	納期限
17	法定納期限等
18	指定納期限
19	延長納期限
20	変更納期限
21	備考
22	申告日
23	事業年度終了
24	異動事由
25	異動日
26	異動回数
27	収入額
28	収入加算金
29	収入督促手数料
30	収入延滞金
31	収入区分
32	納付区分
33	納付日
34	日計日
35	簿冊番号
36	収納オプション
37	決算フラグ
38	完納フラグ
39	最新時効中断事由
40	最新時効中断日
41	前回時効中断事由
42	前回時効中断日
43	不納欠損事由
44	不納欠損日
45	督促発送日
46	催告発送日
47	更新処理時刻
48	調定履歴SEQ
49	収入履歴SEQ
50	交付報奨金
51	過誤納整理番号
52	充当SEQ
53	還付区分
54	還付件数
55	充当件数
56	過誤納事由
57	発生日
58	還付加算金区分
59	通知区分
60	通知日
61	再通知日
62	還付請求日
63	還付通知発行フラグ
64	還付加算金
65	還付加算金還付額
66	支出決定日
67	支払日
68	支払区分
69	還付者種別コード
70	還付先住民コード
71	金融機関コード
72	本支店コード
73	預金種別コード
74	口座番号
75	名義人
76	特記事項
77	特徴個人還付有無区分
78	特徴個人還付元整理番号
79	特徴個人還付住民コード
80	無効区分
81	過誤納調定額
82	過誤納加算金
83	過誤納督促料
84	過誤納延滞金
85	還付調定額
86	還付督促料
87	還付延滞金
88	還付加算調定額
89	還付加算加算金
90	還付加算督促料
91	還付加算延滞金
92	計算始期
93	計算終期
94	除算始期
95	除算終期
96	加算日数
97	過誤納発生時調定額
98	過誤納発生時加算金
99	過誤納発生時督促料
100	過誤納発生時延滞金
101	年金還付
102	調定内訳額
103	個人還付住民
104	個人還付調定額
105	個人還付加算金
106	個人還付督促料
107	個人還付延滞金
108	個人還付加算調定額
109	個人還付加算加算金
110	個人還付加算督促料
111	個人還付加算延滞金
112	個人計算始期
113	個人計算終期
114	個人除算始期
115	個人除算終期
116	個人納付日
117	個人加算日数
118	充当先利用団体コード
119	充当先住民コード
120	充当先納付書番号
121	充当先会計年度
122	充当先調定年度
123	充当先賦課年度
124	充当先事業年度
125	充当先科目コード
126	充当先調定区分
127	充当先申告区分
128	充当先期別
129	充当適状日
130	充当申出日
131	充当日
132	充当調定額
133	充当加算金
134	充当督促料
135	充当延滞金
136	充当加算調定額
137	充当加算加算金
138	充当加算督促料
139	充当加算延滞金
140	仮消込整理番号
141	済通番号
142	更正日
143	抽出日
144	仮消込み区分
145	更新フラグ
146	収入督促
147	収入退職分離
148	科目コード
149	履歴SEQ
150	メモ内容
151	登録日
152	更新日
153	有効期限
154	合併前利用団体コード
155	更新職員番号
156	更新処理年月日
157	収入振替整理番号
158	振替区分
159	振替SEQ
160	振替日
161	調定年度
162	事業年度開始
163	チェックCD
164	OCRID
165	金融機関
166	支店
167	入力SEQ
168	口座振替整理番号
169	納付方法
170	ソート用科目コード
171	グループID
172	媒体区分
173	種別コード
174	コード区分
175	委託者コード
176	委託者名
177	取引金融機関コード
178	取引金融機関カナ名
179	取引支店コード
180	取引支店カナ名
181	取引預金種別
182	取引口座番号
183	金融機関カナ名
184	本支店カナ名

## (1) 収納情報ファイル 2 / 4

185	預金種別	247	支払可能期限	309	決済年月日
186	口座名義人	248	納付情報管理登録日時	310	MPN通信サーバ登録年月日
187	振替額	249	納付情報作成日時	311	拡張予備領域0 2
188	口座振替結果コード	250	MPN登録日時	312	チャンネル区分2
189	再振替フラグ	251	内訳情報個数	313	登録区分
190	抹消フラグ	252	法人番号	314	共通納税機関コード
191	媒体作成済フラグ	253	特定キー1	315	案件特定キー
192	消込み済フラグ	254	特定キー2	316	税目・料金番号
193	停止SEQ	255	特定キー予備	317	管理番号
194	滞納整理番号	256	総括納付情報納付区分	318	公開開始日
195	時効停止事由	257	総括納付情報確認番号	319	課税年度
196	時効停止開始日	258	納付情報件数	320	指定期限
197	時効停止終了日	259	納付額コード	321	支払期限(公開終了日)
198	領収額	260	納付額区分	322	延滞金自動計算フラグ
199	督促手数料	261	納付額名	323	延滞金免除等区分1
200	延滞金	262	金額	324	延滞金免除等期間1(自)
201	前納報奨金	263	ファイル種別	325	延滞金免除等期間1(至)
202	累積連番	264	収納団体コード	326	延滞金免除等区分2
203	レコード区分	265	ファイル作成年月日	327	延滞金免除等期間2(自)
204	データ作成日	266	ファイル作成時刻	328	延滞金免除等期間2(至)
205	小売業企業コード	267	決済単位年月日	329	未納額
206	CNS申請コード	268	合計金額	330	過少申告加算金額
207	利用企業コード	269	履歴番号	331	不申告加算金額
208	税目コード	270	レスポンスコード	332	重加算金額
209	収納受付区分	271	納付金区分	333	各種手数料額
210	データ種	272	氏名カナ	334	納付額
211	予備	273	氏名漢字	335	納税者ID
212	データ識別	274	今回請求金額合計	336	関連ID区分
213	収納日付	275	請求本体金額	337	関連ID
214	収納時分	276	請求固定延滞金額	338	利用者向け確認用表示情報
215	バーコード	277	延滞金随時計算フラグ	339	還付済データ等への補記情報
216	収納店舗コード	278	納付情報変更年月日	340	納付可否区分
217	支払い予定日	279	延滞金計算開始年月日	341	口座振替区分
218	収納店舗名	280	延滞金表示区分	342	口座種別コード
219	消込みフラグ	281	納付内容カナ	343	記号
220	処理SEQ	282	納付内容漢字	344	番号
221	収納団体番号	283	手数料負担区分	345	納付書情報登録依頼連番
222	納付番号	284	地公体任意情報	346	納付書情報登録不可事由区分
223	確認番号	285	納付方式	347	納付書情報登録不可事由
224	地方公共団体コード	286	拡張予備領域0 1	348	拡張予備領域1
225	納税者ID	287	今回支払金額合計累積	349	拡張予備領域2
226	取得区分	288	今回支払金額合計	350	アップロード連携状況
227	発行依頼受信日時	289	支払納付額	351	アップロード連携日
228	税務事務所コード	290	支払延滞金額	352	納付書作成職員番号
229	所属コード	291	支払消費税	353	納付書作成日
230	手続ID(電子納税)	292	領収区分	354	納付書作成時刻
231	申告区分(eTAX)	293	支払方法	355	納付書作成区分
232	税目区分(電子納税)	294	チャンネル区分	356	発行システム区分
233	見込みなし納付区分	295	入力区分	357	納付書引抜区分
234	期別(自)	296	印紙税額	358	発送番号
235	期別(至)	297	他店券金額	359	宛先一意番号
236	申告受付番号	298	入金年月日	360	宛先内番号
237	申告受付日	299	納付年月日	361	オプション1
238	申告受付日時	300	MPN処理年月日	362	オプション2
239	利用者ID	301	MPN処理時刻	363	オプション3
240	納付者名フリガナ	302	MPN処理通番	364	オプション4
241	納付者名	303	仕向センタコード	365	オプション5
242	納付者住所	304	店舗コード	366	オプション日付1
243	本税等合計額	305	仕向処理年月日	367	オプション日付2
244	延滞金合計額	306	仕向処理時刻	368	オプション日付3
245	収納団体名	307	仕向処理通番	369	オプション日付4
246	支払内容	308	消込結果区分	370	オプション日付5

(1) 収納情報ファイル 3 / 4

371	オプション金額1
372	オプション金額2
373	オプション金額3
374	オプション金額4
375	オプション金額5
376	管理区分
377	全期前納期別内訳期別
378	全期前納期別内訳調定額
379	全期前納期別内訳調定加算金
380	全期前納期別内訳調定督促手数料
381	全期前納期別内訳調定延滞金
382	依頼案件特定キー
383	依頼確認番号

## (1) 収納情報ファイル 4 / 4

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会
		176	旧氏カナ
		177	旧氏
		178	法人番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
税情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人からの入手に際しては、本人確認書類の確認を厳格に執り行う。市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者からの入手、eLTAx・国税連携等を通じて提出された課税資料等の個人番号及び基本4情報については、本市マスタとの突合処理を実施して個人特定する。その際、本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合は速やかに該当の市区町村に回送する。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する予定である。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする予定である。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	ログイン記録、操作ログについては、情報管理部署において記録・管理されている。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内ネットワークに接続する際には、端末認証を実施し外部から持ち込んだ端末のネットワーク接続は不可としている。</li> <li>・システム操作の際には、ICカード認証とパスワード入力による認証を二重に実施している。</li> <li>・端末はスクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・スクリーンセーバの解除は、再度パスワードの入力が必要となる。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> <li>・外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、また、アクセスを許可した端末においても出力ログを取るなどして安易に情報を持ち出せない仕組みを構築している。</li> <li>・従来の個人情報ファイルへのアクセスログと、特定個人情報ファイルへのアクセスログを明確に区別して記録する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含むすべてのデータに対して、以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上知り得た情報を善管注意義務をもって秘密に保持しなければならない。</li> <li>・業務上知り得た情報を契約の目的以外の目的に使用し、または許可なく第三者に提供してはならない。</li> <li>・業務上知り得た情報を契約の目的に必要な範囲外では、許可なく複製してはならない。</li> <li>・業務上知り得た情報(複製物を含む)について、契約の目的が終了した場合、または市から要求した場合には、速やかに破棄または返還しなければならない。</li> <li>・契約に違反することにより損害を被った場合、損害賠償を委託先に求めることができる。</li> </ul> <p>その他本市の情報セキュリティポリシーの遵守、運用に携わる要員に対するセキュリティ教育、セキュリティの遵守状況の定期的な報告を規定している。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない
具体的な方法	業務の処理において、第三者への一括委任または一括下請負を禁止している。業務の一部を再委託する場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転先から「情報利用承認願」「照会書」「調査依頼書」等を提出させ、提供・移転元である財務部税務課がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ提供・移転を許可する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。 )におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・USBメモリ等の外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、安易に特定個人情報の提供・移転が行われない仕組みを構築している。</li> <li>・特定個人情報を外部記憶媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。</li> </ul>		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。  (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムと直接接続できない。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	



7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<飯塚市における措置>徴税吏員には、地方税法22条に定める守秘義務があることから、マイナンバー法導入が議論される前から、守秘義務に係る意識啓発、内部研修を継続してきた。マイナンバー法施行後も同様の意識啓発、内部研修を継続することで法令順守の意識醸成を継続していく。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 電話番号:0948-22-5500 住所:飯塚市新立岩5番5号
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	行政経営部 税務課 電話番号:0948-22-5500 住所:飯塚市新立岩5番5号
②対応方法	対応の受付日時及びその対応等について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月18日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2)別表項番9 情報公開課	子育て支援課 こども育成課	子育て支援課		
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2)別表項番10 情報公開課	健康スポーツ課	健康スポーツ課		
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2)別表項番19 情報公開課	住宅課	住宅政策課		
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2)別表項番35 情報公開課	住宅課	住宅政策課		
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2)別表項番37 情報公開課	こども育成課	子育て支援課		
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2)別表項番44 情報公開課	こども育成課	子育て支援課		
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2)別表項番45 情報公開課	こども育成課	子育て支援課		
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2)別表項番47 情報公開課	こども育成課	子育て支援課		
平成28年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2)別表項番56 情報公開課	こども育成課	子育て支援課		
平成29年4月1日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署①部署	財務部税務課	行政経営部税務課		
平成29年4月1日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署②所属長	課長 千代田 一敏	課長 長尾 恵美子		
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報⑥事務担当部署	財務部税務課	行政経営部税務課		
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	日本コンベンションサービス株式会社	株式会社福岡ソフトウェアセンター		
平成29年4月1日	IV 開示請求、問い合わせ 2.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ①連絡先	財務部 税務課	行政経営部 税務課		
平成29年4月1日	(別紙2)番号法第9条第1号別表第1に定める事務【情報移転】 庁内提供 別表第1項番 15	保護課	生活支援課		
平成29年4月1日	(別紙2)番号法第9条第1号別表第1に定める事務【情報移転】 庁内提供 別表第1項番 41	高齢者支援課	高齢介護課		
平成29年4月1日	(別紙2)番号法第9条第1号別表第1に定める事務【情報移転】 庁内提供 別表第1項番 68	高齢者支援課	高齢介護課		
令和1年6月18日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 千代田 一敏	税務課長		
令和2年7月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入管及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。		
令和2年7月10日	IIIリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。		
令和2年7月10日	IIIリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	徴税吏員には、地方税法22条に定める守秘義務があることから、マイナンバー法導入が議論される前から、守秘義務に係る意識啓発、内部研修を継続してきた。マイナンバー法施行後も同様の意識啓発、内部研修を継続することで法令順守の意識醸成を継続していく。	<飯塚市における措置> 徴税吏員には、地方税法22条に定める守秘義務があることから、マイナンバー法導入が議論される前から、守秘義務に係る意識啓発、内部研修を継続してきた。マイナンバー法施行後も同様の意識啓発、内部研修を継続することで法令順守の意識醸成を継続していく。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。		

令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去	サーバー室は電子認証及び生体認証にて入退室管理を行い、特定個人情報を保管している。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。	特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。		
令和4年8月12日	(別紙2)番号法第9条第1号別表第1に定める事務【情報移転】庁内提供 別表第1項番 9	子育て支援課	保育課		
令和4年8月12日	(別紙2)番号法第9条第1号別表第1に定める事務【情報移転】庁内提供 別表第1項番 10	健幸・スポーツ課	健幸保険課		
令和4年8月12日	(別紙2)番号法第9条第1号別表第1に定める事務【情報移転】庁内提供 別表第1項番 19	住宅政策課	住宅課		
令和4年8月12日	(別紙2)番号法第9条第1号別表第1に定める事務【情報移転】庁内提供 別表第1項番 35	住宅政策課	住宅課		
令和4年8月12日	(別紙2)番号法第9条第1号別表第1に定める事務【情報移転】庁内提供 別表第1項番 94	子育て支援課	保育課		
令和4年8月18日	IIIリスク対策 8.監査	内部監査【 】	内部監査【○】		
令和6年10月25日	I 基本情報1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及び飯塚市税条例に基づく事務を行っている。 特定個人情報を取扱う事務については、以下のとおり。 ①地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告・届出や調査等により必要な情報を入手する。 ②賦課決定した税額等の管理を行う。 ③収納情報を管理し、納税者への還付等を行う。 ④滞納管理事務：期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う。 ⑤税に関する証明を発行する。 ⑥納税者の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。	地方税法、その他の地方税に関する法律及び飯塚市税条例に基づく事務を行っている。 特定個人情報を取扱う事務については、以下のとおり。 ①納税者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、税務署、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。 ②納税者からの情報により、控除、減免等の確認を行う。 ③②について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条（別表第二）に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。 ④必要に応じて提出された申告書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。 ⑤①～④により決定した賦課内容を納税者や年金保険者、企業へ通知する。 ⑥納税者の納付（納入）情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑦過納付や誤納付があった場合は、還付、充当の通知を納税者へ行う。 ⑧納期限までに完納しない場合は、納税者に対して督促状を発送する。 ⑨督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 ⑩納税者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。		
令和6年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項5 市税等催告業務委託 ①委託内容 市税等の納付勧奨・催告業務 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 株式会社アイ・シー・アール ④再委託の有無 再委託しない		
令和6年10月25日	III リスク対策5 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・フラッシュメモリ等の外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、安易に特定個人情報の提供・移転が行われない仕組みを構築している。 ・特定個人情報を外部記憶媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。	特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・USBメモリ等の外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、安易に特定個人情報の提供・移転が行われない仕組みを構築している。 ・特定個人情報を外部記憶媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。		

令和6年10月25日	Ⅲ リスク対策6.情報提供ネットワークシステムとの接続	<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>&lt;本市における措置&gt;  情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムと直接接続できない。  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみ</p>		
令和6年12月13日	I 基本情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及び飯塚市税条例に基づく事務を行っている。特定個人情報を取り扱う事務については、以下のとおり。	地方税法、その他の地方税に関する法律及び飯塚市税条例に基づく事務を行っている。特定個人情報を取り扱う事務については、以下のとおり。		
令和6年12月13日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条(利用範囲)、別表第一第16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条(利用範囲)第1項及び別表24の項		
令和6年12月13日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令表第2条の表(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)		
令和6年12月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)		
令和6年12月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表		
令和6年12月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務		
令和6年12月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号別表第2における市税に関する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における市税に関する情報		
令和6年12月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号による条例改正を予定している。	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表63の項		
令和6年12月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号別表第1に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第9条第1項別表に定める情報照会者(別紙2参照)		
令和6年12月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	番号法第9条第1号別表第1	番号法第9条第1項別表		

令和6年12月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第9条第1号別表第1に定める各事務	番号法第9条第1項別表に定める各事務		
令和6年12月13日	III リスク対策 3. 特定個人情報の利用リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。	番号法第9条第1項別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。		
令和6年12月18日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
令和6年12月18日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
令和6年12月18日	III リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;飯塚市における措置&gt;徴税吏員には、地方税法22条に定める守秘義務があることから、マイナンバー法導入が議論される前から、守秘義務に係る意識啓発、内部研修を継続してきた。マイナンバー法施行後も同様の意識啓発、内部研修を継続することで法令順守の意識醸成を継続していく。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	<p>&lt;飯塚市における措置&gt;徴税吏員には、地方税法22条に定める守秘義務があることから、マイナンバー法導入が議論される前から、守秘義務に係る意識啓発、内部研修を継続してきた。マイナンバー法施行後も同様の意識啓発、内部研修を継続することで法令順守の意識醸成を継続していく。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>		
令和6年12月18日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		
令和6年12月27日	様式変更による改訂				

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1の項	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第3条で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第4条で定めるもの(全国健康保険協会)
3	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第5条で定めるもの(健康保険組合)
4	総務大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第4の項	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第6条で定めるもの
5	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第5の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第7条で定めるもの
6	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第7の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条で定めるもの
7	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第11の項	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条で定めるもの
8	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条で定めるもの
9	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第17条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条で定めるもの
11	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第30条で定めるもの
12	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第39条で定めるもの
13	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第41条で定めるもの
14	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条で定めるもの
15	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条で定めるもの
16	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第51条で定めるもの
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第59条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第60条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第61条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第65条で定めるもの



22	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第67条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第68条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条で定めるもの
25	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第75条で定めるもの
26	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第77条で定めるもの
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第76の項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
28	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第85条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第86条で定めるもの
31	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第86の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第88条で定めるもの
32	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第89条で定めるもの
33	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第90条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第91条で定めるもの
35	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第92条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第93条で定めるもの
37	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第94条で定めるもの
38	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第98条で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第100条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条で定めるもの
41	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第110条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第117条で定めるもの
43	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第118の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第120条で定めるもの

44	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第126条で定めるもの
45	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条で定めるもの
46	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第129の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第131条で定めるもの
47	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第130の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第132条で定めるもの
48	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条で定めるもの
49	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第139条で定めるもの
50	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第140条で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第140の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第142条で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第143条で定めるもの
53	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第144条で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条で定めるもの
56	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第154条で定めるもの
57	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第155の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条で定めるもの
58	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第158条で定めるもの
59	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第160条で定めるもの

60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条で定めるもの
61	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第163条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第165条で定めるもの
63	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一〇二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第166条で定めるもの
64	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第167条で定めるもの
65	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第168条で定めるもの
66	文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第167の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第169条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第168の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第169条で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務【情報移転】 庁内提供

	別表 項番	情報照会課	事 務
1	9	社会・障がい者 福祉課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	10	保育課	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	14	健幸保健課	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	23	生活支援課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	24	医療保険課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	27	住宅課	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	44	医療保険課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	52	住宅課	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	56	子育て支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	61	高齢介護課	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	64	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	65	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	67	子育て支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

14	70	医療保険課	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	81	子育て支援課	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	95	社会・障がい者福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	100	高齢介護課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	117	社会・障がい者福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	127	保育課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの